

## 特例利用、非課税利用及び業務利用集計表

ゴルフ場名		営業月		年 月 営業分																		
項目	一般の 利用者	税率の特例利用者数			非課税利用者数						業務利用者数											
		競技会	65歳以上 70歳未満	早朝等 計	18歳未満	70歳以上	障害者	国体	学生等	国際 計	開場披露・開 場記念 行事としての 利用	理事 会・各 委員会 の理事 又は委 員の利 用	コース の維持 管理の ための 利用	視察の ための 利用	プロ等 が利用 者に技 術指導 するた めの利 用	プロ競 技会等 の利用	プロ等 の自己 技術向 上のた めの利 用	キャデ ーの 訓練育 成のた めの利 用	研修・ 福利厚 生のた めの利 用	プロテ スト及 び研修 会の利 用	計	
日											①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16																						
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22																						
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						
31																						
合計																						

- 注 1 この集計表は、同営業分の申告書に添付してください。
- 2 業務利用の①～⑩の項目の詳細な内容は裏面に記載してあります。
- 3 施設を休業した場合は、休業日に相当する「日」欄の数字に○をつけてください。
- 4 ①②⑥⑨及び⑩の利用については、当該利用を行う日の前日までに別の届出が必要です。

## 業務利用の範囲

- (1) ゴルフ場の開場披露又は開場記念（開場後10周年ごとに行われるものに限る。）として、一般の利用者の入場を認めず行う行事に招待された者の当該ゴルフ場の利用で、グリーンフィー及び諸料金（利用者の任意による利用の対価として支払う料金を除く。）が徴収されないもの。ただし、1行事につき4日を限度とする。
- (2) 各ゴルフ場の理事会の理事、各種分科委員会の委員又は理事会若しくは各種分科委員会の事務局として参加する当該ゴルフ場の従業員が、当該ゴルフ場の招集により、その本来業務のために行う当該ゴルフ場の利用で、非選択的料金がすべて徴収されないもの（月例杯、コンペ等の本来業務と捉えがたい利用は含めない。）
- (3) ゴルフ場の従業員（グリーンキーパー、支配人、副支配人又はコースの維持管理を業務とする部署の者に限り、業務委託又は人材派遣の形態で当該ゴルフ場に勤務する場合を含む。）が、当該ゴルフ場のコースの維持管理のために行う利用
- (4) 視察のために派遣された他のゴルフ場の従業員（練習場の従業員を除き、業務委託又は人材派遣の形態で当該ゴルフ場に勤務する者のうち、当該ゴルフ場のコースを使用する部署に勤務するものを含む。）の利用で、視察命令権者が当該従業員の本来業務のため派遣したとの証明書（要領第7号様式）のあるもの（他県のゴルフ場が派遣元の場合、要領第7号様式以外でも本様式と同様の内容が確認できるものであれば証明書に代わるものとして取り扱う。）  
また、群馬県ゴルフ場支配人会会長の指示によって行われる、当該支配人会の事務局職員の利用で、ゴルフ場の経営やコースの維持・管理のために行うものと認められる場合も、同様の取扱いとする。（この場合の視察命令権者は、群馬県ゴルフ場支配人会会長とする。）  
なお、群馬県ゴルフ場支配人会（北支部・南支部）並びに群馬県ゴルフ場支配人会直轄の労務委員会、総務委員会、プロゴルフ研修会・競技委員会、税対策委員会、グリーン委員会及びグリーン委員会に所属する群馬県ゴルフ場芝草管理技術者会開催に伴う視察のための利用（群馬県ゴルフ場支配人会の事務局職員の利用を含む。）については、各会の開催議事録（出席者名簿が添付されているものに限る。）を視察命令権者の派遣証明書に代えるものとし、他県のゴルフ場支配人会開催に伴う視察のための利用についても、群馬県ゴルフ場支配人会と同様の取扱いとする。
- (5) プロ、プロに準ずる者又は研修生（以下「プロ等」という。）が自己所属のゴルフ場での利用者に対し技術指導を行うためのプロ等の当該ゴルフ場の利用  
また、所属以外のプロ等でゴルフ場から委嘱を受け、報酬を得て当該ゴルフ場での利用者に対し技術指導を行う場合も、同様の取扱いとする。  
(参考)
  - ・ プロとは、トーナメントプロ及びティーチングプロをいう。
  - ・ トーナメントプロとは、公益社団法人日本プロゴルフ協会又は一般社団法人日本女子プロゴルフ協会がプロゴルファーとして認証した者をいう（資格試験の合格書を有し、同時に当該協会の会員となる。）。
  - ・ ティーチングプロとは、男子の場合、公益社団法人日本プロゴルフ協会が認定するティーチングプロB級会員以上の者をいい、女子の場合、一般社団法人日本女子プロゴルフ協会が認定するティーチングプロC級会員以上の者（ティーチングアシスタントは含めない。）をいう。
  - ・ プロに準ずる者とは、男子の場合、一般社団法人日本ゴルフツアー機構主催のクオリファイングトーナメント（以下「QT」という。）においてセカンドQTまで進出した上で、一般社団法人日本ゴルフツアー機構からツアーカードを交付されたものをいい、女子の場合、一般社団法人日本女子プロゴルフ協会主催のQTにおいてサードQTまで進出した上で、トーナメント・プレーヤーズ・ディビジョン非会員登録を行ったものをいう。
  - ・ 研修生とは、プロを目指す者であり、群馬県ゴルフ場支配人会の分科委員会である群馬県プロゴルフ研修会に入会している者をいう。
- (6) プロ競技会又はオープン競技会（ともに公式練習日を含む。）におけるプロ等の利用又は宣伝のためテレビ放送をする場合の関係者の利用。ただし、「プロ競技会又はオープン競技会」とは、公益財団法人日本ゴルフ協会、公益社団法人日本プロゴルフ協会、一般社団法人日本ゴルフツアー機構、一般社団法人日本女子プロゴルフ協会、関東ゴルフ連盟、関東プロゴルフ協会、群馬県ゴルフ連盟若しくは群馬県ゴルフ協会が主催し、共催し、又は公認するもの（チャリティ大会及び上記組織が後援しているだけの競技会は含めない。）をいう。  
なお、オープン競技会におけるプロ等の利用については、グリーンフィーが徴収されない場合に限る。  
(参考)
  - ・ チャリティ大会とは、民間企業が主催するものをいい、ペナルティ金をチャリティ募金とする大会等をいう（公式団体が主催することはない。）。
  - ・ オープン競技会については名称を問わず、プロとアマがともに参加する大会をいう。
- (7) ゴルフ場に所属するプロ等が自己の技術向上のために行う当該ゴルフ場の利用
- (8) ゴルフ場の従業員（キャディーマスター若しくはこれと同様の業務を行う部署の者、支配人、副支配人又は所属プロ若しくは所属のプロに準ずる者に限る。）が当該ゴルフ場のキャディー若しくはキャディーと同様の業務を行う者に業務上必要な知識を習得させるために行う当該ゴルフ場の利用又はゴルフ場に所属するキャディー若しくはキャディーと同様の業務を行う者がキャディーとしての資質向上のために行う当該ゴルフ場の利用。ただし、上記に該当する者が、業務委託又は人材派遣の形態で当該ゴルフ場に勤務する場合も含む。  
なお、キャディーと同様の業務を行う者とは、以下の条件を全て満たすものをいう。
  - ・ 当該ゴルフ場に勤務する者であって、通常はキャディー以外の業務に就いているものであること。
  - ・ 当該ゴルフ場の繁忙期に命令権者の正式な命令により、キャディー業務を行うものであること。
  - ・ 通常のキャディーがついたプレーヤーと同額のキャディーフィーを徴収するものであること。
  - ・ スタート表等にキャディーとして記載されている等、キャディーの業務を行った客観的な証拠が残されているものであること。
- (9) ゴルフ場の経営者が策定した従業員福利厚生計画又は研修計画に基づき、当該ゴルフ場の従業員（業務委託又は人材派遣の形態で当該ゴルフ場に勤務する者を除く。）が行う当該ゴルフ場の利用で、グリーンフィー及び諸料金（利用者の任意による利用の対価として支払う料金を除く。）が徴収されないもの。ただし、福利厚生計画に基づく利用については、従業員1人当たり、1事業年度中2回を限度とする。
- (10) 公益社団法人日本プロゴルフ協会又は一般社団法人日本女子プロゴルフ協会が開催するプロテスト（指定練習日を含む。）に参加する者の利用又はプロテスト参加者を推薦するために行う群馬県プロゴルフ研修会主催の記録会（研修会入会テストを含む。）に参加する者の利用  
(注)
  - (3)、(4)及び(8)に掲げる利用に類推されがちな次に掲げるゴルフ場の利用は、課税客体とならない利用に当たらないので留意すること。
    - ア 業務委託又は人材派遣の形態で当該ゴルフ場の食堂、売店、場内清掃等に従事する者（(8)で規定するキャディーと同様の業務を行うものを除く。）の利用
    - イ 経営者が、当該ゴルフ場以外の施設を経営している場合における当該ゴルフ場以外の施設の従業員の利用